

## 令和元年度 第4回 浦安市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時：令和元年12月18日（水）18：00～19：10
2. 開催場所：庁舎4階S2、3、4会議室
3. 出席者  
(委員) 吉田正幸副会長、佐藤委員、武田委員、池島委員、辻野委員、加納委員、大島委員、早野委員、岡本委員、清水頼子委員、西塚委員、吉田恵美子委員、菅野委員、清水ゆり子委員  
(事務局) 健康こども部 岡部部長、大塚次長  
こども課 村田課長、鈴木課長補佐、安永、水島  
保育幼稚園課 三代川課長、宇田川課長補佐、布施係長、杉本係長、多田係長  
青少年課 平林課長、小泉課長補佐  
母子保健課 高柳課長、早川課長補佐  
こども家庭支援センター 熊川所長  
児童センター 齊藤所長  
こども発達センター 梅澤所長
4. 議事  
1) 第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画素案について  
資料1：第2期浦安市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）からの主な変更箇所  
資料2：第2期浦安市子ども・子育て支援事業計画素案

### 会議経過

#### 1. 開会

#### 2. 議事1)：第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画素案について

事務局： 資料1、2について説明

副会長： 若干、私から補足をしておきたいと思います。番号1番のところ、基礎調査で記述の部分も知りたいということですが、以前、当会議で基礎調査の概要を配付いただいたと思っているのですが、その報告はまとまっているはずですので、報告書が閲覧可能であるかコメントしていただくとありがたいと思います。

3番のところ、保育の必要性に該当するということで、少し正確にお話しておきますが、ここでいう幼稚園の預かり保育、認可外保育施設は、基本的に子ども・子育て支援新制度外の長時間保育のことを意味してしまっていて、通常の新制度で入っている施設の場合ですと、認定こども園の2号認定、保育所の2号認定、3歳以上で例えばお母さんが就労していて、一定の長時間保育が必要である。そうすると、就労証明等を出して、市が2号の保育の必要性の認定をしますということになります。

今回、無償化を実施する際に、その保育認定が必要になりますので、俗にこれは新2号認定と言っていますが、幼稚園の預かり保育での長時間保育、それから、

認可外保育施設等を利用する場合も、基本的には2号認定の保育の必要性認定にほぼ準拠した形で認定が行われることとなります。浦安市のデータは覚えていませんが、2号認定の保育短時間認定が別にありますので、1カ月の就労時間が48時間とか、52時間以上であるとか、就労証明を出さなければいけないとか、そういうことが要件にあると、具体的に言えば、そういう話でございます。

番号5のところは、これも御説明のとおりですが、子ども・子育て支援の関連事業と広く捉えている話で、その中の地域子ども・子育て支援事業は、法律に定められたものですので、使い分けているので、逆にこれは正確に表現されているという理解でいいと思います。

7は数字の修正だったので、問題ないと思いますが、3,888人分減っているのではなくて、極端に言うと、38人のお子さんが100日、100回利用すれば、3,802日ということですので、そういう人日という単位が違っているのです、そこを御理解いただければ大丈夫だろうと思います。

これは私の要望でございます。番号10のところで、包括支援センターもそうですし、支援拠点もそうですし、ほかもそうですが、重要な基本用語については、最後の付録のような形で用語説明をつけていただくと、一般の方にとっても、この会議の意見を反映して、こういう計画ができましたと公表されたものを見たときに、特に一般の方がよりわからないだろうと思いますので、特に重要なキーワードについては、少し解説をしていただくといいと思います。そういう自治体もございまして、その辺を御検討いただくとありがたいと思っています。

12の情報活用能力、いわゆる情報リテラシーと言われるもので、今ならICT活用の能力ももちろん必要でございますが、例えばスマートフォンが使い方によっては危ないとか、あるいは長時間スマートフォンをやっていると、非常に脳神経的によくないということも含まれて、適切な活用をしないと、情報機器に振り回されてはいけませんので、あるいはいろんな情報も、いい情報も、危険な情報もあるので、情報の取捨選択能力も身につけようとか、情報モラルも身につけようとか、同時に上手に情報発信をできるようにしようとか、そういう能力を養うという意味だと考えています。

以上、補足でございます。

委員： 新たにいろいろと統計の表を追加していただいて、かなり状況がよくわかる計画になっていると受け取って読ませていただきました。

何点かあるのですけれども、15ページの外国籍のお子さんの状況について、割合を追加をしてくださっているのですが、グラフの外国籍の子どもの状況のところ、住民基本台帳をもとに年齢を層で区切っていらっしゃるのですけれども、これは少なくとも就学前と就学後がわかるようなもののほうがいいと、個人的には思いました。

まずはこうした保育や子育て支援のサービスにつながるときに、外国籍の保護者の方は、子育て支援のサービスにつながりにくいだろうと、そうなると、保育

のサービスや公共のサービスにつながることをきっかけにして、それ以外のサービスにもつながっていただろうということがあります。

就学前のお子さん、それから、就学後、ここに切れ目ができないように、特に学齢期に関しては、不登校になってしまうお子さんがいたりとか、保護者の方が、日本語が通じなかったりとか、コミュニケーションが難しいということもあるかと思しますので、この点の表現について御配慮をいただけたらと思っております。

利用者支援事業のことに関わることだと思うのですが、子育てにかかわるプランを作成するところで、外国籍の方ですと、そのあたりで子育て家庭とうたってはいますけれども、その支援につながりにくいただろうということもあるので、ぜひお願いしたいと思っております。

個人的には、この計画に関して、できればポイントがわかるものを数枚でおまとめいただき、市民の方に何が浦安市で第2期の計画のポイントになっているのだらうと、第1期から何が変わるのだらうとか、そうしたことがわかるような情報提供もいただけると、概要版みたいな形でお示しただけならありがたいと感じました。この全部を理解することは難しいと思っておりますし、御自身にどこが関係するのだらうというところで関心を持っていただくためにも、ぜひ簡潔なバージョンが必要だと思っております。

長くなって申しわけありませんが、任意記載事項について、45ページ以降のところなのですけれども、(2)の児童虐待防止対策等のところに、虐待にかかわることも、もちろん触れていただいているのですが、保育サービスや子育て支援サービスの利用者の方の中には、いろいろな家族形態の方が含まれていることの御理解をいただくことは、とても大事だと思っております。

この中には、特段出てくるわけではないのですけれども、課題を抱えているということだけではなくて、例えば未婚の家庭もそうですし、それから、里親さんの家庭で保育サービスなどを御利用になることもあるでしょうし、そういうことも含めて、子育て支援と連携を図っていくようなこともあってもいいと、個人的には思っております。このあたりは、おそらく量の確保というよりは、今後、質の充実のところにもかかわってくるころだと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

長くなりましたが、以上です。

委員： 質問というより、要望になってしまうのですけれども、先ほど質問事項の18ページに記載されていて、配慮していただけてありがたいと思っております。具体的に表をとって、もう少しつけ足していただきたいのは、新しい施設ができ上がって、市役所の立体駐車場とか、街づくり活動プラザもとても素敵な施設なのですけれども、でき上がったときに、親御さんたちから、雨のときに子育て支援施設に行くときにとても不便になったとか、街づくり活動プラザに関しては、かなりの距離の中にガードレールの切れ目が1カ所しかないので、ベビーカーでその1カ所を逃してしまうと、とても不便になっているということが出ていましたので、

新しい環境をつくるときに、必ず子育て支援の観点から、どういうところに不便さがないかということを見ていただいて、計画の中に入った部分で必ず検討して入っていただけると、最初にでき上がった時点で便利さを感じていただけたらと思います。

副会長： 要望ということでよろしいですか。

その関連で、素案の3ページにこの計画には関連計画がございまして、その中でバリアフリーにするとか、女性に優しいとか、赤ちゃんに優しいという議論をし、そういう計画をつくることになると思いますので、ここだけというよりも、そういう関連部署とそういう要望というか、情報共有をしていただいて、総合的に検討していただくことがとても重要な課題だと思いますので、関連部署と情報共有をしていただくということをお願いできればと思います。

委員： 59ページになります。児童育成クラブと学校クラブの線引きという内容なのですけれども、この夏にうらっこクラブも1回家に帰らなくて、そのまま来られるようになったという認識であります。①のところに一体運用ということもあると思うのですが、要は児童育成クラブはお金を払って、うちも使っているのですけれども、欠席などするところで、来ないとお電話いただけて、手厚いところもあると思うのですが、利用の線引きについてお願いします。

青少年課： 児童育成クラブと放課後子ども教室のことだと思います。児童育成クラブは、保護者の方が就労していて、普段おうちで見ることができない子どもを児童育成クラブでお預かりして見ていく、家庭にかわる場所として設置しているものです。

放課後子ども教室に関しましては、いわゆる公園とか、遊び場に近いような場所で、時間帯がまず違っていて、考え方は今の考え方です。児童育成クラブの場合は、放課後から7時半までお預かりをしています。放課後子ども教室は、公園とか、そういったところと同じような考えですから、5時までには帰ってもらうということになります。

委員： その続きで、児童育成クラブでなくてもいいのかと、だんだん放課後に移っていく可能性もあります。舞浜の件を聞いたら、見てくれる先生は、どんなに子どもが来ても変化はないというか、放課後はスタッフ数が変わらないと伺っていて、その辺の安全面なども含めて、今後ありそうだと思っているのですけれども、そのあたりはどのようになりますか。

青少年課： 児童育成クラブは、今、お話にあった逆の意味でいきますと、児童が31人以上のときに、3人を配置しています。放課後子ども教室は、平日は3人のスタッフで、今のところは、平均1日30名程度ですので、それ以上の人数で見ることがございません。児童育成クラブは、見守りというよりも、生活の支援ということで行っているところです。

副会長： 若干、補足をしておきたいと思います。児童育成クラブは、浦安の用語でございまして、全国的には放課後児童クラブということで、厚生労働省が担当し、保護者の就労に基本的に対応するというところで進めていて、当然そのため長時間な

ので、子どもたちの心身の健康、安全を守るために、一応国のガイドライン、基準を持って進めています。

一方、放課後子ども教室は、1人で家に引きこもってもいけないということで、子どもの放課後の居場所づくりということで、これは文部科学省が所管をしているということで、そもそも国の所管が違います。

しかし、今の御質問のように、かなりクロスしてきているので、国でも新しい2つの総合プランをつくって、なるべく一体的に進めようとなっていて、恐らく浦安市においても、厳格に区別するというよりは、利用者に応じて、もう少し一体的に運用することが今後の課題だろうと思います。よろしいですか。

委員： 11ページなのですが、母親の就労状況ということで図がありますが、このフルタイム就労とパートタイム就労と分かれています。例えば私は子どもがいて、幼稚園に行っている間だけパートタイムで働いている方も結構いらっしゃいますし、私自身も在宅ワークを少しやったりはするのですが、それもパートではなく、業務委託という形なので、それも就労していないに含まれるのか、つまりこのフルタイムとパートタイムと2つの分け方をされていますけれども、月60時間以上とそれ以下に分けたほうが、1号と2号や3号の分け方と同じになるのかという疑問があります。

なので、パートタイムというひとくくりをしてしまうと、60時間以上いる方も、そうではない方も、一緒になってしまうので、表とそれ以降の1号とか、2号という分け方は違うと疑問が生まれました。この辺について、お願いできればと思います。

副会長： これは恐らく子どもマターの話ではなくて、厚生労働省なら厚生労働省の雇用統計でこういう区別をしているので、本当は64時間がいいと思いますが、64時間というのは、浦安市の保育認定の基準であって、低い自治体は月48時間なのです。自治体によって時間がばらばらなのです。

64時間はおっしゃるとおりで、それで切ったほうが浦安市の場合はフィットするのですが、そういうデータがそもそも存在しない、そういう調査が存在しないので、残念ながら、こういう国の雇用統計ベースでこういう区分をするしかないのです。雇用統計上は、全部条件が決まっていますので、基本的にはそういう考えなので、私はそう思いますが、とりあえずこうせざるを得ないところだと思います。

委員： 47ページの障がい児支援のところ、表がカットされたということで、障がい者福祉計画でこの事業は進めていくので、表はカットされたということだったと思うのですが、そういう理解でいいのでしょうか。また、カットされた表のほうで、放課後等デイサービスを利用される方が多くなっていくと思うのですが、人日の単位が2,700、2,900、3,000台と推移していく中で、実人数は、3桁で推移していますが、実人数ということは、利用している人数ということですね。

発達障がいの児童の問題も大きなことになっていると思うのですが、こ

ちらも障がい者福祉計画に入ってくるということでしょうか。

こども課：　今回、表をカットさせていただいたのは、障がい者福祉計画は、令和3年度に新しくなるということで、来年度以降、障がい福祉部門で計画をつくっていくのですけれども、そこで新たな量の見込みなどを出していくので、今回の計画には載せていないものです。障がい児支援については障がい者福祉計画で定めます。

委員：　　すごく余裕があるように、表の上では見えるのですけれども、周囲で放課後等デイサービスの利用がいっぱいできないとか、こういうサービスを利用したいけれども、入れないとか、アプローチできないような話をよく聞くので、質問させていただきました。実際に使用するときの受給者証を発行されるのは、障がい福祉課などになると思うのですけれども、そういう情報が伝わってなくて、利用できていなかったり、いっぱい利用できていなかったりという話をよく伺います。

副会長：　　今年度から来年度にかけて、障がい福祉部門を中心にこういう会議がつけられて、新しい浦安市障がい福祉計画が令和3年度からつくられれば、そこでしっかり詰めていただく課題で、逆に今のような御意見を伝えていただくことが大事だろうと思います。

委員：　　児童育成クラブと放課後うらっこクラブの事業に関してなのですけれども、児童育成クラブの子が遊んでいるときに、うらっこクラブの子どもたちが来て一緒に遊ぶというのは、とてもいいことだと思うのですが、そのときに、指導者さんの人数が足りないとか、分け隔てなくかわいがる方法、大人としては当然のことだと思うのですが、万が一、何があったときの責任の所在がわからなくなってしまう。一体化を目指しているというのは、初めてお伺いしたので、よかったと思うのですけれども、グレーゾーンの今の時期に一体どうしたらいいのか。

児童育成クラブだと、恐らく保険がおりると思うのですけれども、普通に遊びに来ているときには保険がおりないとか、万一のときの防災対策とか、恐らく訓練されている方だと思いますし、1人の子には優しく、こちらには冷たくするなんてことはできないと思いますので、グレーゾーンのときの安全対策の責任の所在がどうなっているのかというのが、1点あります。

青少年課：　　児童育成クラブも放課後子ども教室も、双方に保険がかかるようになっておりますので、児童育成クラブの子だけではなくて、放課後子ども教室に遊びに来た子がけがをした場合にも、保険の対象になります。また、児童育成クラブの子が、放課後子ども教室側に遊びに行く時には、児童育成クラブの支援員がつき添って遊びに行くような形で、見守っている状況があります。

委員：　　今の安全対策に関連してなのですけれども、こども園や認可保育園などで、防災や安全の対策の責任者は、園長先生がトップであるということ、先日、伺いました。そうすると、例えば遠足のときに雨が降っていて、行くか、行かないかの判断全ては、園長先生ただ一人の責任でされているそうなのですけれども、安全対策や防犯・防災のルールを一度決めてあげたほうが、園長先生の心の負担が

減るのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

委員： 保育園とか、幼稚園というのは、いろんなものがありますけれども、例えば保育園ですと、株式で運営している保育園、あるいは公立の保育園、社会福祉法人の保育園があります。会社のほうであれば、管理する方がいらっしゃるのです。会社の方針として、どうするかということは決めています。社会福祉法人であれば、園長が判断できないときは、理事長なり、役員の方が判断する。公立であれば、園長が判断できなければ、担当課の課長が判断するという形になっていますので、園長先生1人だけということはありません。普段、判断がつくような場合は、園長先生の判断でやりますけれども、それ以外にどうしても難しい場合は、逆に上の方に判断を仰ぐような形にしています。

副会長： 3.11のときも、いろんな課題があった中で、公立と私立、幼稚園と保育園で情報経路が違い、登園をオーケーする、しないの判断基準もばらばらでした。わかりやすくいうと、都内でいえば、私立幼稚園は1センチ雪が積もったら休みます。保育所は働いているお母さんがいるので、仕事に出かける場合は、当然入れなければいけないので、その程度では休みません。根本的にそういう違いがあるのですが、今、大地震とか、台風、風水害などが、50年に一度、100年に一度みたいな話になっていて、園長が大変なだけではなくて、その判断が適切かどうかという不安もあるので、今、国のレベルで、基準までの厳しいものではありませんが、目安を検討しようという話になっていて、そうしないと、個々の園長の判断を超えた自然災害の状況ですので、浦安市に限らず、今、そういう課題があります。現状では答えられないと思いますけれども、課題としては、国レベルで認識して、整備しろとなっていますので、そういう御理解をしていただければいいと思います。

委員： 先ほど佐藤先生からもあったように、虐待にいかないように、多様な家族をいろいろな場面で見守り、それを重症にさせないといったところでは、健全なところでさまざまな支援をしていくことが、とても大事だと考えております。それには、縦割りですさまざまな課が子育てにかかわる事業を行っているのですが、横のつながりがうまくいかないというか、連携がもう少し充実すると、なおいいと思うところがありますので、課、部を超えた、みんなで子どもを守っていこうというところを、この中に少しの文章でも加えられるといいと思いました。そこをお願いできればと思います。

委員： 小学校の教員をしていますので、情報活用能力の推進というところで、先ほどお話があったのですが、来年度から学習指導要領が改訂されて、特に小学校ではプログラミング教育が入ってきまして、きょうもうちの学校では、来年度から子どもたちに実際に指導しなくてはならないということで、職員研修を行ったところです。プログラミング教育というところは、情報活用能力の推進の中では大きなものを占めています。

2点目ですが、先ほどから児童育成クラブ、放課後子ども教室のお話がありま

したけれども、実際、学校ごとに同じ事業者ということでやってもらっていますので、うちの学校でも1つの事業者が児童育成クラブと放課後子ども教室をやっている、その情報共有はかなり密にしています、学校を含めて、打ち合わせ、毎月いろいろと話をしている、子どもたちの活動についても、児童育成クラブと放課後子ども教室で同じものやっていると、例えば月の行事などは決まっていますので、育成クラブと放課後子ども教室の同一の事業として行うこともあります。その辺については、ことし、かなり充実した活動が行われていて、学校から見ても、安心して見ていることができます。これからも学校も入って、いろいろ話し合いをしながら、活動が充実していけばいいと思っています。

委員： ことしは台風15号、19号で、千葉県は大変大きな被害がございました。そういうときに、大切な子どもたちを守るために、各施設がどう対応したらいいとか、Jアラート、恐ろしいことがある世の中でもありますので、そういったときに子どもたちを守るための危機管理情報とか、そういうものができればいいと思います。台風の時にも強く思いましたので、お願いいたします。

委員： 20ページを見せていただいて、こだわってしまって申しわけないのですが、浦安市の子育ての支援、取り組みは、ほかの市町村からすばらしいと言われております。そういう声がよく耳に入ってきてまして、先日、市のほうで、全国の国公立幼稚園の会長さんに講師として研修会に来ていただいたのですが、そこでも浦安の取り組みはすばらしいということで、お話をいただきました。

今、浦安市は、就学前の子どもたちの保育施設、教育施設がすごく多くなっています。今年もかなり増えています。それとともに、質の向上を目指して、市として、そして、現場も一緒に質の向上に取り組んでいけたらいいと考えているところです。

先ほどの危機管理の面なのですけれども、各園、それぞれ防災マニュアルがあります。それにのっとっていろいろなことを決めていっているのですが、そこには園外保育に行くか、行かないかまでの基準は載っていないのです。そこは園長などがリーダーになるものの、危機管理能力になってくると思います。園長、管理職は、力をよりつけていかなければいけないと思っていますし、私たち教員も力をつけていく必要があると思って、お話を伺っていましたので、園長会で話し合いをしていければと思っています。

委員： 9ページに核家族化率というグラフが入ったことで、とても見やすくなった反面、浦安の核家族の多さを感じたところなのですけれども、今、父親、母親世代が親として成長していく、親育ちの環境が必要ではないかと、これを見てさらに感じたのですが、多世代交流とか、行政で把握していることがあれば、教えていただければと思います。

委員： 社会福祉法人の中で行っています。具体的には、堀江にある子育て広場と、少し離れたところにお年寄りが集まる「高齢者のぽっかぽか」というものがありますので、それらの交流を図っています。市が直接はやっているわけではありませ



んが、社会的な流れとしては、そういうものもあります。

副会長： 最後に佐藤委員、総括的に一言あれば、お願いします。

委員： 先ほども幾つかお願いをさせていただいたので、その点は切にお願いしたいと思っていますけれども、子育て支援と保育、その後の学齢期のお子さんたち、支援は継続的・包括的であることがとても重要なので、先ほど清水委員も分野とか、領域のことをおっしゃっていたのですが、そこを超える形で、子育て支援は子育て支援だけとか、母子保健は母子保健だけ、教育は教育だけではなくて、領域を超えた役割を取り合うというか、お互いにどういったことを目指しているかということをお互いに教え合いながらやっていただくということも、個々の施策にとってはとても重要なことだと思っています。

計画の中には書きにくいことだと思うのですが、任意記載事項のところには、そういったことも書けるのではないかと思いますし、保育の質ガイドラインもつくられると、この中にも書かれていましたので、ほかの領域で何をやっているのだろうか、手を取り合っていくことが、施策を充実させるためにも必要なのだろうか、サービスが届くためには、何が必要だろうかということをお互いに認識し合うようなことも書いていただけたらありがたいので、今後、量ではなくて質の問題に切り込んでいくときが来ると思うので、そのためにも、領域を超えた連携についてやっていただけると、大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

副会長： 前回会議と今回会議は、来年4月からの5年間の事業計画に意見を反映するというのが、重要な役割でございましたが、来年以降もこの会議は開かれまして、今後はこの事業計画が着実に推進されているか、点検・評価の役割を担うこととなりますので、これで終わりではございません。今度は今の御意見を踏まえて、本当にこれがうまく回っているかということについての御意見を伺うような機会が出てくるかと思っておりますので、そのように受けとめていただければと思います。

それでは、最後の議事「2）その他」で、事務局から何かございますか。

事務局： パブリックコメントの実施、次回会議について説明

### 3. その他

- ・浦安市子ども・子育て支援総合計画（第2期）に関する基礎調査については、市役所情報公開室において公開、閲覧に供している。
- ・本日の会議録について、事務局で作成した案を委員に郵送し、内容の確認をしていただく。
- ・本計画の策定に関しては、1月中旬からパブリックコメントを実施する。

## 事前質問の回答一覧

事前質問	事務局説明
1) 基礎調査には記述式の部分がかなりあったと聞いているが、主な記述の部分も教えてほしい。	浦安市子ども・子育て支援総合計画（第2期）に関する基礎調査の記述箇所は、重要度・満足度の理由を聞いた設問になります。いただいているご意見についてはP20.21に記載しています「第2期計画策定に向けて」に反映しています。
2) 元町地域の北栄は0～5歳の人口が多い地域ですが、施設型の地域子育て支援センターがない。新たな施設を作らなくても、自治会館などの既存の建物などを活用するなどして地域子育て支援拠点事業を作る必要を感じる。	地域子育て支援拠点事業の場所については、各箇所の利用状況等を見ながら判断していくことになります。また、子育ての孤立化を防ぐために第2期計画においても引き続き情報提供・相談体制の確保にも進めるとしています。
3) 保育の必要性の認定事由に該当するのは、どのような場合か。	保育の必要性の事由は、就労（1か月64時間以上）、出産（出産予定月の前2か月から後2か月まで）、疾病、障害、介護（1か月64時間以上）、求職、就学（1か月64時間以上）の7項目となっている。この保育の必要性が認められれば、一時預かり等を利用した場合も無償化の対象となります。
4) 1号認定の量の見込みに対する確保方策の表②の数字が前回の数字（差し替え）と異なっている。	今一度、数値の精査をしたところ、誤植が判明し、修正しました。
5) 地域子ども・子育て支援事業一覧（P36）は、地域子ども・子育て支援関連事業一覧としたほうがP22・23の表と同じになりわかりやすい。（第4章） P25表の（第4章に記載）4枠目の部分に①幼児期の学校教育・保育の充実とあるが、P36の部分にはこの記載がないので、統一したほうがわかりやすい。また、それぞれの項目に第4章の何番目の事業なのかを記したほうが良いのでは。	P25の第4章の体系図には、法で定められている地域子育て支援事業の13事業と、1.2.3号の量の見込み・確保方策を定めている幼児期の学校教育・保育の充実を記載しています。そのため、地域子育て支援関連事業一覧としています。付番については、他の付番と混同しないようにしています。
6) 基本型・母子保健型ともに1か所ずつの記載ですが、2か所で実施していないか。	事業としてまとめており、健康センターで1か所、市役所で1か所としています。
7) 一時預かり専用施設での一時預かりの部分（P33）でR3年時、量の見込みが626人減ることに対し、確保方策が3888	施設数について変更はありません。

<p>人分減っているが、施設の数に変化はあるか。</p>	
<p>8)・放課後児童健全育成事業の120パーセントの弾力定員数の考え方は。 ・施設定員確保のために幼稚園や認定こども園の空き教室の活用とあるが、放課後児童健全育成事業を幼稚園・こども園を活用するということか？空き教室などあるのであれば、まずは3年保育、そして2号認定の活用ではないか</p>	<p>120%の弾力定員数の考え方につきましては、児童育成クラブの量的見込みに対する確保方策を考えるに当たりまして、クラブの平日の登所率が年間の一番高い5月におきましても、入会児童数が80%未満にとどまっていることから、施設定員に120%を乗じた定員数を弾力的定員数といたしまして、確保方策の基準となる定員数としたものです。</p> <p>2つ目ですが、幼稚園や認定こども園の空き教室の活用につきましては、当然ながら、本来の目的・用途を充足した上で、なおかつ空き教室があった場合を想定しております。また、幼稚園や認定こども園に限定をするということではなく、小学校近隣の公共施設において、児童育成クラブとして活用できる場所や部屋を検討していくようになります。表現方法につきましては「小学校の余裕教室をはじめ、近隣の公共施設や民間学童の活用等を検討します」と修正します。</p>
<p>9) ケアプラン作成時に休業明けの保育利用について～(P45)とあるので、他市で実施している保育コンシェルジュのように、待機児童の数など母子保健課(こども課)と保育幼稚園課で共有できるような連携はあるか。</p>	<p>子育てケアプランでは、子どもの発育相談や保護者の状況・希望に合わせた必要な市のサービスなど多岐にわたる内容をご案内しています。特定教育・保育施設等も含め、利用者を必要なサービスにつなげることが主な役割であり、具体的な手続については、最新情報をもとに各担当部署で行うこととしています。</p>
<p>10) 「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」について知りたい。</p>	<p>「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行うとされており、浦安市では、利用者支援事業の母子保健型と基本型の2箇所をセンターとしています。</p> <p>「こども家庭総合支援拠点」は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点とされ、浦安市では、こども家庭支援センターを拠点としています。</p>
<p>11) 居宅訪問児童発達支援の平成30年度新規事業とありますが、30年度利用0となっており31年32年も0とあるのは利</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所サービスに通うことが著しく困難な児童が対象であり、具体的には、人工呼吸器を装着している</p>

<p>用の見込みがないということか（前回資料の P45 より）</p>	<p>状態その他日常生活を営むために医療を要する状態に該当する児童や、重い疾病のために感染症にかかるおそれがある状態にある児童が想定されています。</p> <p>平成 30 年度より児童福祉法に基づく事業として開始しましたが、現在県内でも 7 事業所しか指定を受けておらず、本市においては指定を受け入れている事業所はありません。医療依存度の高い児童については医療との連携が伴うことから医療型児童発達支援の利用となっています。</p> <p>これらのことから、平成 30 年 3 月策定の「浦安市障がい者福祉計画」においては、見込み量が 0 となっているものです。</p>
<p>12) 情報活用能力の推進（P58）具体的な内容は。</p>	<p>現在策定作業を進めている「浦安市学校教育推進計画」では、令和 6 年度までに ICT を活用した指導事例集を作成し、事例集の中に育てたい情報活用能力を具体的に位置付けて、児童生徒の情報活用能力を段階的に指導できるようにしています。</p>
<p>13) ④交通事故防止対策（P66）大人向けの自転車ルールについての啓蒙を実施する内容を加えられないか。</p>	<p>交通事故防止対策につきましては、幼稚園・保育園におきましても交通安全教室を実施していますので追加いたします。大人向けの啓蒙ということですが、親子を対象にした安全教室も実施しておりますのでその内容を追加します。</p>
<p>14) 市役所駐車場、街づくり活動プラザなど、子育て家族が雨の日に利用の際などとても大変という声が上がっている。対策案は上がっているか。</p>	<p>P 68 に「外出環境の整備事業」を新規追加しました。</p>
<p>15) 前の計画では、「子育て・家族支援者養成講座の実施」だったが、新しい計画では「子育て支援員研修の実施」（P 6 8）となっている。変更点は。</p>	<p>浦安市独自の事業として「子育て家族支援者養成講座」を実施していましたが、厚生労働省が全国共通の制度として「子育て支援員研修」を実施したことから、事業名を変更したものです。</p>